

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月14日
朝銀青森信用組合
金融整理管財人

I. はじめに

当組合は、平成11年5月12日に開催された定例理事会において、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条に基づく申出を行うことを可決承認し、同年5月14日に破綻の公表をし、その後金融再生委員会より平成12年12月16日金融再生法第8条第1項第1号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成13年6月25日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものである。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）就任後、金融整理管財人2名と金融整理管財人補佐人1名で「責任解明特別委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

2 刑事責任追及について

金融整理管財人は、責任解明特別委員会での調査・検討に加え、預金保険機構等との協議・検討を通じて、当組合における旧経営陣の金融犯罪該当の有無について明らかにするべく、多額の不良債権が発生した原因となった大口貸出先への融資案件等について検討したが、現在まで刑事責任を追及できる事案を見出すには至っていない。

3 民事責任追及について

（1）旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

個別融資案件について、大口融資先に対する融資案件をはじめとして、不良債権となった融資案件について、問題のある案件がないかどうか網羅的に調査しました。

（2）調査結果

個別融資案件についても、朝銀青森信用組合の場合、融資については、担当者も少なく、常勤の役員が主に管理職としての業務と平行しながら行っていたのが実態であり、このような組織の脆弱性から、決算書類を取り寄せていないなど、貸出金融先の財務状況等について把握が十分といえない他、担保評価が甘いことによる貸出の保全が不十分であった。また、理事に対する貸出についても、毎年最初の理事

会において、長期・短期の区別なく、貸出の限度も設けることなく、常勤役員に包括して承認する議決をし、事後に理事会に報告することですませているなど、貸出審査に問題が見受けられる他、債権管理上も、短期の貸出が、期日の変更、書替により、現実の返済が先延ばしされている事案が多く、また職員においても、短期の貸出が長期化しないように、督促するなどして返済を強く迫ることもなく安易に期日の変更、書替をしている事案も多い。このために固定化している債権も多かった。

(3) 調査の結果に基づく検討

大口の不良債権化している融資は、平成3、4年ころに集中している。これらの融資について、預金保険機構等と綿密な協議・検討を行った上、更に、貸出稟議票の書類や、貸出金の流れ等を綿密に調査したが、貸出金の回収不能といった具体的な損害の発生に係る予見可能性の存否については、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに、民事賠償責任に結びつくまでの具体的な法令違反が認められなかったことから、残念ながら責任追及に踏み切る事案は見つけれませんでした。

(4) 一般的な善管注意義務違反について

上記のとおり、個別の融資案件において現時点では直ちに損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく一般的な善管義務違反の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを検討する必要がありますが、これについては、現在、預金保険機構の協力を受け、また（株）整理回収機構と相談をしながら検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出す迄には至っておりません。

4 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記したとおり残念ながら現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。今後、（株）整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、（株）整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を（株）整理回収機構の譲渡する予定です。